

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十二年六月十九日第十一号、平成十三年五月十日第六号、平成十六年五月二十日第一号及び平成二十二年六月八日第二号で指定をした道路を次のとおり変更した。

令和二年五月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 第一〇六号 | 変更番号 |
| | | | | 第一項第四号 | 種 類 |
| | | | | 第一項第四号 | 指定の変更に 係る道路の 種 類 |
| 平成二十二年 六月八日 | | 平成十六年 五月二十日 | | 平成十三年 五月十日 | 平成十二年 六月十九日 |
| 変更前 | | 変更前 | | 変更前 | 指定の変更に 係る道路の 年月日 |
| 変更前 | | 変更前 | | 変更前 | 指定の変更に 係る道路の 位置 |
| 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 七番十九地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百三十四番一地先まで | | 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百三十四番四地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百三十一番一地先まで | | 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 六十二番四地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 六十四番一地先まで | 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百二十七番一地先から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 百二十六番五地先まで |
| 十二・〇メートル | | 四十二・〇メー トル | | 四十八・〇メー トル | 十八・七メー トル |
| 六・〇メートル | | 六・〇メー トル | | 三・三メー トル | 六・〇メー トル |
| | | | | | 指定の変更に 係る道路の 延長 (単位メートル) |
| | | | | | 指定の変更に 係る道路の 幅員 (単位メートル) |

| | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| | | | 変更番号 |
| | | | 指定の変更に係る道路の種類 |
| | | 令和二年 五月十五日 | 指定の変更の年月日 |
| 変更後 | 変更後 | 変更後 | 指定の変更に係る道路の位置 |
| 百三十一番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 七番十九地先から | 六十四番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百 | 百二十四番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松 | 指定の変更に係る道路の延長 (単位メートル) |
| 六十八・〇メートル | 五十三・〇メートル | 十三・〇メートル | 指定の変更に係る道路の幅員 (単位メートル) |
| 六・〇メートル | 三・三メートル | 六・〇メートル | |